

県民交通災害共済制度のご案内

県民交通災害共済は、茨城県全市町村が共同で運営しており、住民の方であれば年齢制限なくどなたでも加入することができ、会員が交通事故により怪我や死亡等の災害に遭われた場合に見舞金をお支払いする相互共済制度です。会員になることで交通安全の意識を一層高めるとともに、万が一の交通事故に備えてご家族みんなで加入しましょう。

加入できる方

茨城県内の市町村に住民登録されている方であれば、年齢・健康状態を問わず、どなたでもご加入いただけます。

会費について (年間)

900円(中学生以下500円)

※9月30日以降に申込まれた方は半額となります。

申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入のうえ、会費を添えて居住地の市役所・町村役場等にお申込み下さい。団体で加入する方法もありますので、市役所・町村役場にご相談下さい。※年度途中からでも、随時加入することができます。

対象となる交通事故

- ①自動車、バイク、自転車等、車両運転中及び乗車中における事故(転倒含む)
 - ②歩行中に走行中の車両と接触した等の事故
- ※上記交通事故の発生場所は、国内の道路上での事故が対象となります。
※加入期間中の事故が対象となります。

交通事故にあったら

すぐに警察署に届け出て、交通事故証明書を交付してもらるようにして下さい。

見舞金請求手続きについて

下記の書類と印鑑を持って、ご加入いただいた市町村窓口で請求して下さい。

- ①**会員証**【受傷時、加入していたことがわかるもの】
- ②**運転免許証**【免許の必要な車両を運転中の事故のとき】
- ③**交通事故証明書**【自動車安全運転センター所長発行のもの】
※この事故証明書(受傷した会員の氏名が記載されているもの)が提出できない場合は、所定の証明書により、見舞金は最高3万円までの給付となります。
- ④**所定の診断書**(診断書の用紙は市役所又は町村役場にあります。)もしくは**所定の診断書の内容を満たす診断書**(必要項目の記載がないと、新たに所定の診断書を提出いただく場合があります。)
【医師の診断書、柔道整復師、鍼灸師の施術証明書が必要です。事故当初の加療見込みの診断書は使用できません。】
※同日に通院日又は入院日が重複しているときは、1日として計算されます。
- ⑤**委任状**
【受傷者(未成年者(18歳未満))の場合は親権者)以外の方が請求する際は委任状が必要です。】

※上記の書類のほか必要と認める書類の提出を求める場合があります。

県民交通災害共済Q&A

Q 自転車の運転中に転倒して怪我をした場合、見舞金の対象になりますか？

A 道路上で自転車運転中の転倒により怪我をした場合は対象となります。ただし、自転車を押して歩いていた場合は、法律上、歩行者扱いとなるため、対象にはなりません。

※自転車の事故でも、警察に届出をすれば交通事故証明書の交付を受けることができます。交通事故証明書がない場合でも、見舞金は請求できますが、最高3万円(9等級)までとなります。

Q 共済期間中に他県又は県内の他市町村に転出した場合はどうなりますか？

A 共済期間中に他県又は県内の他市町村に転出した後でも、共済期間の満了までは有効となります。交通事故により怪我をした場合の請求手続きは、加入された市役所・町村役場が窓口になりますのでご注意ください。

請求の流れ



県民交通災害共済加入申込書

●世帯主氏名

●住所

(TEL)

申込者氏名／生年月日

会 費

円

大・昭・平・令 年 月 日 生

円

大・昭・平・令 年 月 日 生

円

大・昭・平・令 年 月 日 生

円

大・昭・平・令 年 月 日 生

円

大・昭・平・令 年 月 日 生

円

大・昭・平・令 年 月 日 生

一 般

中学生以下

合 計

人

人

人

合 計 金 額

円